

基本施策Ⅱ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
Ⅱ-Ⅲ 消費段階における安全安心の確保	Ⅰ-Ⅹ 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進
施策の方向1.0 具体的な取組み	(5.1) 食育の推進
「第2次愛媛県食育推進計画」に基づき、生涯食育社会を目指し、食育を県民運動として、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓 元気なえひめ」をスローガンに、実践・推進します。	<p>①概要</p> <p>(健康増進課)</p> <p>県民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活が実践できるように、ホームページ等を活用して平成33年度に策定した県食育推進計画(第2次)を周知するとともに、食育時間、食育の日に合わせた啓発事業の開催や、市町における食育推進計画の策定支援等を行なう。</p> <p>また、地方局事業として、中予地域における大学生を対象とした食育講座等の実施等、地域の実情に応じた食育推進事業に取り組む。</p> <p>(保健体育課)</p> <p>子どもの食生活の乱れ、肥満傾向の増大などによる健康への影響が懸念されるため、栄養教諭を中心とした營養教諭等と連携し、また、学校の内外において、家庭や地域と連携を図り、食育推進のための実践的な取組を実施する。</p> <p>また、食育推進のための体制整備等を支援するため、退職栄養教諭・学校栄養職員等からなる「食育支援者」を派遣し、学校給食の充実と学校における食育の推進を図る。</p>
②推進指標	
③用語解説	
《愛媛県食育推進計画》	
食育基本法に基づき、本県では平成19年3月に「愛媛県食育推進計画」を策定。我が第2次食育推進基本計画を新たに策定したことにより、本県もこれまでの食育推進の成績と食をめぐる新たな課題を分析整理し、平成24年3月に「第2次愛媛県食育推進計画」を策定した。計画では、前記の「すべての県民が生涯を通じて心身ともに健康で生ききまと暮らしていくこと」の基本理念を引き継ぎ、コンセプトを「周知から「実践」へと切り替え、生涯食育社会を目指し、えひめらしいものとしている。	

【平成24年度事業実施状況】	
●県民健康づくり運動推進事業費（健康増進課）	・食育推進モデル事業の開催（3保健所が、高校生、専門学生、企業等を対象に実施。延9回）
●若者の食サポート一育成事業（中予保健所が、高校生、専門学生、企業等を対象に実施）	・若者の食育推進会議の設置・開催（食サポート一：6校27人、回数：5回、内容：栄養講座、体验学習、大学食イイベントの企画）
●大学祭食育イベントの開催（墨力タリナ大学、医療技術大学、松山東雲大学・短期大学、松山大学の大学祭、内容：健康チェック、食育に関するパネル展示・料理レシピ配布・食に関するクイズ等）	・大学祭食育イベントの開催（墨力タリナ大学、医療技術大学、松山東雲大学・短期大学、松山大学の大学祭、内容：健康チェック、食育に関するクイズ等）
●子どもの健診を育む総合食育推進事業費（保健体育課）	・子どもの健診を育む総合食育推進事業検討委員会の設置・開催（2回）
●子どもの健診事例集「食べて動いてステップアップアシッド」の作成	・食育指導事例集「三四このこぶた」の作成
●参加者80名	750部 170部
●食育推進指導者研修会の実施（1回）	・食育推進指導者研修会の実施（1回）
●愛南町立城辺小学校におけるテーマを掲げて事業を実施	・愛南町立城辺地区（実践中心校：愛南町立城辺小学校）における「家庭と統続する食育」「みんなで味わう食育」「玉感で味わう食育」
●「食育推進事業委託地域の実践」「食育支援者の派遣	・「食育推進事業委託地域の実践」「食育支援者の派遣」
●採用2年目の栄養教諭配属校（4校）に退職栄養教諭等の食育支援者（6名）を派遣へ、経験の浅い栄養教諭の資質の向上を図るとともに、学校給食の充実、学校における食育の推進を図った。	・採用2年目の栄養教諭配属校（4校）に退職栄養教諭等の食育支援者（6名）を派遣へ、経験の浅い栄養教諭の資質の向上を図るとともに、学校給食の充実、学校における食育の推進を図った。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																									
	消費者の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	施策の方向10 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																								
(5.2) 地産地消の推進		「えひめ地産地消の日」や「地産地消・愛あるサポーター制度」のPR、サポートの交換促進、地産地消の実施等により、安全で安心な県内産農林水産物の提供を積極的に推進し、地産地消の足進を図ります。																								
(①概要)		(ブランド戦略課)																								
毎月第4金・土・日曜日の「えひめ地産地消の日」や1月24日～30日の「えひめの食材を活用した学校給食週間」の認定及びPR、「地産地消・愛あるサポーター」の登録制度のPR及びサポートによる実践商談会や大街道マルシェの開催、農林水産団体等が実施する活動の支援などにより、生産者と消費者の連携や安全で安心な地元農産品の提供の場づくり等によりくみ、生産と消費の結びつけを推進する。																										
(漁政課)		魚食推進プロジェクトチームを結成し、アクションプログラムの策定等魚食普及推進の体制整備、「水産の日」の認定や県産水産物に関する情報収集・収集による啓発、新たな魚食普及推進者の育成と実践活動の場づくりなどをを行い、県産魚の普及・消費拡大を行う。併せて、学校給食への県産魚導入の検討を行う。																								
(②推進指標)		【地産地消・愛あるサポーター登録数】																								
登録数の増加が地産地消の普及活動の指標となる。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>—</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,850</td> <td>2,202</td> <td>2,276</td> <td>2,302</td> <td>2,315</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	2,000	—	2,400	実績	1,850	2,202	2,276	2,302	2,315		
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																			
目標			—	—	2,000	—	2,400																			
実績	1,850	2,202	2,276	2,302	2,315																					
(③用語解説)		—																								
【平成24年度事業実態状況】(ブランド戦略課)																										
● 地産地消活動推進事業費 (ブランド戦略課)																										
生産者と消費者の連携、安全で安心な地元農産品の提供の場づくり等による生産と消費の結びつけを推進するため、「地産地消・愛あるサポーター」の登録制度PRやサポートの交換促進商談会の開催、地産地消・愛あるサポーターの登録等に取り組んだ。																										
● 「地産地消・愛あるサポーター」交流促進商談会の開催																										
2月7日 ひめぎんホール 3月3日 フジグラン西条 「大街道マルシェ」開催(8/25,11/10,12/22) 県産農林水産物及びこれらを使用した加工品の販売及びPR。																										
● 毎月第4金・土・日曜日の「えひめ地産地消の日」PR 学校給食関係者交流会の開催 12月17日 市庁第一別館1階大会議室 学校給食における地産地消の推進について、関係者の連携促進ための交流会																										

● 松山市中心部の既存レストラン、カフェ等飲食店において、県産農林水産物を使ったメニュー開発及び提供等を行なうとともに、当該飲食店のPRを中心とした地産地消キャンペーンを展開した。	松山市中心部における対象店舗の選出(20店舗)
	・店内でのPR展開(メニューPOP、のぼり設置等)
● 地産地消キャンペーンの展開(「えひめ街なかマルメオーケー」の開催に併せて開催し、マスコミを活用したPRを実施)	・地産地消の推進と農家所得の向上を目指して、規格外や小ロット等これまでの販売ルートとの構築に向けて、調査検討を行った。
● 地産地消流通モデル調査事業(中予地方局産業振興課)	・中予管内の地産地消流通の現状と課題、解決方策をとりまとめ、HPで公開した。
● 中予管内地産地消流通モデル調査事業(漁政課)	・中予管内地産地消流通モデル調査事業(漁政課)
● 地産地消の推進と農家所得の掘り起こしや多様な販売ルートの構築に向けた、調査検討を行なった地産地消流通の新たな需要の掘り起こしや多様な販売ルートの構築に向けた、調査検討を行なった。	・中予管内地産地消流通の現状と課題、解決方策をとりまとめ、HPで公開した。
● 生産者と飲食店等との交流会を開催した。	・地産地消モデル調査事業(漁政課)
● 交流活動を通じ、新規取引が20件以上開始。	・COP活動状況について、ブロクで300回以上、タウン情報誌で6回、情報を発信した。
● 地産農産物シールを作成の上、13万枚配布し活動をPRした。	・COP活動を通じ、「協働化」プロジェクトの運営
● 交流活動を通じ、規格外や広報番組、マスマディア等を通じたPR活動を積極的に展開した。	・魚食普及推進「協働化」プロジェクトの運営
● 「えひめのおさかな広め隊」によるPR活動の実施	・おさかな広め隊カード(料理レシピ紹介カード)の制作
● おさかな広め隊カード(料理レシピ紹介カード)の制作	・魚食普及推進「協働化」プロジェクトの運営
● 漁村女性による地域の水産物を利用した起業活動を進めることも、ヒト・モノ・販路づくりなどを総合的に支援・指導する中で、安⼼な加工・販売に向けた衛生管理や表示について周知。	・その他、県政広報紙や広報番組、マスマディア等を通じた広報 PR
● 漁村女性による地域の水産物を利用した起業活動を進めることも、ヒト・モノ・販路づくりなどを総合的に支援・指導する中で、安⼼な加工・販売に向けた衛生管理や表示について周知。	・セミナーの開催4回 のべ参加者数 143人
【中間評価及び今後の取組み方針】(ブランド戦略課)	
● 「地産地消の日」の設定、「大街道マルシェ」の開催、農林水産団体等への活動支援などを通じ、生産者と消費者の連携や地元農産品の提供の場づくり等に積極的に取り組んできた。	・他の結果、地産地消・愛あるサポーターは、中間目標を上回っており、地産地消に賛同・協力していくただく生産者、消費者、需要者などの広域的なネットワークは着実に浸透している。
● 「地産地消・愛あるサポーター」交流促進商談会の開催	・今後とも、サポートを中心として地産地消の取組を進めるとともに、地元農産品を使用した新たな加工品の開発など、農商工が連携したビジネス展開にも幅を広げた対策を講じていく。
● 毎月第4金・土・日曜日の「えひめ地産地消の日」PR	・「水産の日」の普及や、県産水産物に関する情報収集等により、飲食店や加工業者では、県産水産物を活用したメニューが登場する等、県内産水産物を活用する機運が高まりつつある。
● 学校給食における地産地消に関する情報発信や普及啓発活動を積極的に実施する。	・今後も、引き続き県産水産物に関する情報発信や普及啓発活動を積極的に実施する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-Ⅰ	消費段階における安全安心の確保
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進
具体的な取組み	
(5.3) 食文化の普及・推進	
消費者や子供たちに、農業や食の大切さを学び、理解してもらうために、伝統食や行事食など愛媛の地域農産物を活用した食文化普及講座を開催します。	
①概要	
	食の大切さとそれを支える農業について学び理解を深めるために、消費者や次代を担う子供たちを対象として、地域農産物に関する知識や栽培指導、地域伝統食や行事食等の加工指導を行う食文化普及講座を開催し、地域農産物の利用促進と食文化の普及・継承を図る。
②推進指標	
【えひめ食文化普及講座開催回数】	開催回数は、食の安全に関する教育、食育の推進状況の指標となる。
講座回数	
③用語解説	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-Ⅲ	消費段階における安全安心の確保
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進
具体的な取組み	
(5.4) 小学校等での出張食育教室の実施	
関係団体等を連携し、学校教育現場での食育教室や料理教室を実施します。	
①概要	
	愛媛県酪農業協同組合連合会等と連携し、県内小学校等で食育教室や料理教室を実施する。
②推進指標	
【食育教室開催回数】	開催回数は、食の安全に関する教育、食育の推進状況の指標となる。
開催回数	
③用語解説	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-Ⅲ	消費段階における安全安心の確保
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進
具体的な取組み	
(5.3) 食文化の普及・推進	
消費者や子供たちに、農業や食の大切さを学び、理解してもらうために、伝統食や行事食など愛媛の地域農産物を活用した食文化普及講座を開催します。	
①概要	
	食の大切さとそれを支える農業について学び理解を深めるために、消費者や次代を担う子供たちを対象として、地域農産物に関する知識や栽培指導、地域伝統食や行事食等の加工指導を行う食文化普及講座を開催し、地域農産物の利用促進と食文化の普及・継承を図る。
②推進指標	
【えひめ食文化普及講座開催回数】	開催回数は、食の安全に関する教育、食育の推進状況の指標となる。
講座回数	
③用語解説	
【平成24年度事業実施状況】	●愛媛県酪農業協同組合連合会(畜産のちと食の教育支援事業)で実施(畜産課)
開催回数	愛媛県酪農業協同組合連合会や県内PTA組織等と連携し、県内小学校等で食育教室や体験学習を実施した。
④用語解説	参加数:県内小学校及び特別支援学校 57校 内容:牛乳・乳製品の効率や機能、料理の紹介、牛模型による搾乳体験等
【平成24年度事業実施状況】	●えひめ食文化普及講座開催結果
開催回数	・児童・生徒へ牛乳の重要性や牛乳の知識及び理解を深めたため、県内小中学校等を対象に、食育教室を開催し、食や、のちの大切さを学ぶとともに、食に関する正しい知識と食品安全安心への取り組みについて理解を図っている。 今後も学校等からの要望を受け、関係団体と県が協力し、「いのち」と「食」をテーマとした教育を畜産サイドより支援し実施していく。
⑤用語解説	
【平成25年度事業実施状況】	●えひめ食文化普及講座開催結果
開催回数	・児童・生徒へ牛乳の重要性や牛乳の知識及び理解を深めたため、県内小中学校等を対象に、食育教室を開催し、食や、のちの大切さを学ぶとともに、食に関する正しい知識と食品安全安心への取り組みについて理解を図っている。 今後も学校等からの要望を受け、関係団体と県が協力し、「いのち」と「食」をテーマとした教育を畜産サイドより支援し実施していく。
⑥用語解説	
【平成25年度事業実施状況】	●えひめ食文化普及講座開催結果
開催回数	・児童・生徒へ牛乳の重要性や牛乳の知識及び理解を深めたため、県内小中学校等を対象に、食育教室を開催し、食や、のちの大切さを学ぶとともに、食に関する正しい知識と食品安全安心への取り組みについて理解を図っている。 今後も学校等からの要望を受け、関係団体と県が協力し、「いのち」と「食」をテーマとした教育を畜産サイドより支援し実施していく。
⑦用語解説	
【中間評価及び今後の取組み方針】	事業実施主体の愛媛県農山漁村生活研究協議会は、県内各地域で地域の食文化や地域農産物の活用について草の根的活動を展開しており、その会員は農林水産業の担い手として、生産から加工・販売、地域行事への参画等幅広く活躍する女性たちである。そのため、当協議会に委託して実施することは、県下全域で、伝統食や行事食等えひめの地域農林水産物を利用した食文化の継承・普及が効率的に実施できると考える。
中間評価	平成24年3月に見直された「愛媛県食育基本計画」に基づき取組んでおり、本事業の実施は、同計画の今後の方針にあわせて推進・継続する。

基本施策Ⅱ		生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-Ⅲ	消費段階における安全安心の確保	
施策の方向1.0	食の安全安心に囲む教育、食育、地産地消の推進	
(55)栄養教諭による食に関する指導の推進		
小中学校等に栄養教諭を配置し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の利用促進に努めます。		
(①概要		
②推進指標		
【学校給食における地場産物の使用割合(食材数ベース)】		
学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通して地域の自然や文化、産業等について理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念をばくむとともに、郷土への愛着を深めるという教育的効果を有するため、学校における食に関する指導の充実の指標となる。		
(③用語解説		

【平成24年度事業実施状況】	
●栄養教諭の配置(保健体育課)	・97名(県内20市町及び一部の県立学校に配置)
●6月の「食育月間」及び11月の「えひめ教育月間」に県内6カ所で、栄養教諭による食に関する公開授業を実施	・実施校の保護者及び校区の住民等また報道機関にも公開した。
【中間評価及び今後の取組み方針】	学校給食における地場産物の使用割合は一貫して向上しており、食育の推進が図られているものと認識しており、引き続き、学校における食育の推進に努めることとしている。

基本施策Ⅱ		生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-Ⅲ	消費段階における安全安心の確保	
施策の方向1.1	自主回収報告制度の普及	
(56)自主回収報告制度の普及促進		
食品閲覧事業者への自主回収報告制度の普及を図るため、講習会等により内容等の周知を行うとともに、報告にあたっての注意点等をまとめた手引きを作成し、広く配布することにより、円滑な報告を促進します。		
(①概要		
②推進指標		
【自主回収情報の提供件数】		
提供件数の増加により制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。		
(③用語解説		

《自主回収報告制度》	
当制度における自主回収とは、食品関連事業者が県内において生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した「食品等」について、同事業者が自ら食品関連法令違反又はそのおそれがあることにつき、自らの判断で回収を決定し、着手することをいう。	
条例第22条に、事業者が自主回収する場合、県への旨報告しなければならない旨規定されています。	
●平成24年度事業実施状況】	
●平成21年10月に開始した「自主回収事業費(業務簿等課)」について、広く周知するとともに各保険所及び自主回収の対象となる各食品関連法令の担当課と連携のうえ、適切に制度を運用した。	
●平成24年度県内事業者による自主回収件数:22件(うち県保険所10件、ブレンド戦略課3件、農産園芸課1件、松山市保健所8件)	
※いずれも適切に回収指置が行われた。	
(回収製品)	
和菓子、弁当、魚肉練り製品、食肉、漬物、きゅうり、生姜等	
(主な回収理由)	
・賞味期限・消費期限表示の欠落・誤表示	
・原材料表示の欠落・誤表示	
・賞味期限切れ商品の販売	
・抗生物質、農薬等の規格基準違反	
・異物混入等	
※松山市管内における自主回収報告制度に係る事務は、松山市へ専門移譲を行っている。	
【中間評価及び今後の取組み方針】	

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-iii 消費段階における安全安心の確保	
施策の方向11 自主回収報告制度の普及	
具体的な取組み	施策の方向12 自主回収への協力の推進
(57) 自主回収着手事業者への指導等	具体的な取組み
食品関連事業者がから報告された自主回収情報を元に、回収対象商品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行います。	自主回収の円滑な実施を図るために、自主回収着手事業者に対し、回収対象食品等の撤去等作業を行なう小売業者や卸売業者等(以下「自主回収協力事業者」という。)へ速やかな情報提供や協力依頼を行なうなど、緊密な連携を図るよう指導を行います。
①概要	①概要
提供を受けた自主回収情報については、迅速にえひめ食の安全・安心情報ホームページ等で公表するとともに、関係自治体(県外)へもメールやファックスにより情報提供を行う。	自主回収にあたり、着手事業者が行なるべき事項(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について、講習会等で周知を図るとともに、着手報告書提出時にも助言等を行う。
②推進指標	②推進指標
③用語解説	③用語解説
《自主回収の公表等》	【平成24年度事業実施状況】 ● 食の安全・安心推進事業費(環境衛生課)
条例第23条に規定されるよう規定されている。	・自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、着手報告書の記載方法や回収作業の円滑化等(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について、指導、助言等を行った。
機関へ情報提供を行う。	【中間評価及び今後の取組み方針】 ・食品関連事業者への指導等を活用して周知することにより、円滑に制度を適用することができた。今後も引き続き丁寧な指導、助言を行っていく。

基本施策 III	生産から消費に至る食の安全安心の確保
III-iii 消費段階における安全安心の確保	
施策の方向11 自主回収報告制度の普及	
具体的な取組み	
(58) 自主回収着手事業者への指導等	【平成24年度事業実施状況】 ● 食の安全・安心推進事業費(環境衛生課)
食品関連事業者がから報告された自主回収報告の内容について速やかに公表するとともに、関係行政機関へ情報提供を行う。	・自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、着手報告書の記載方法や回収作業の円滑化等(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について、指導、助言等を行った。
②推進指標	【中間評価及び今後の取組み方針】 ・県内事業者から報告のあつた自主回収情報を元に、緊急食品情報提供システムにより、各保健所(食品衛生協会各支部)や食品関連事業者へ情報提供を行うとともに、えひめ食の安全・安心情報ホームページへ掲載した。
③用語解説	・回収対象商品が、県外に流通している場合には、関係自治体に対し、迅速な情報提供を行った。
《自主回収の公表等》	【中間評価及び今後の取組み方針】 ・条例の規定に基づき、速やかな公表及び関係機関への情報提供に努めることにより、回収の促進に寄与することができる。今後も県が広く周知することにより、食品の回収効率を高めしていく。
条例第23条に規定されるよう規定されている。	・食品の安全安心に関する正確な情報を提供する事業者と消費者との信頼感を一層高めていく。
機関へ情報提供を行う。	

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-Ⅲ	消費段階における安全安心の確保
施策の方向12	自主回収への協力の推進
具体的な取組み	(59) 自主回収協力事業者への助言等 自主回収の円滑な実施を支援するため、自主回収協力事業者に対して、必要な助言等を行いま す。また、食品関連事業者への講習会等を通じて、自主回収における関係事業者間の連携 等について啓発を行っています。
(60) 危害情報申出制度の周知 具体的な取組み	危害情報申出制度を県民へ広く周知するため、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等で制 度の内容や申出先(窓口)をお知らせするとともに、県民を対象とした講習会等においても周知を 行っています。
①概要	県民に対し、えひめ食の安全・安心情報ホームページや講習会等で制度について広く周知する とともに、相談窓口の連絡先等についてもホームページやパンフレットに掲載し、申出しやすい環 境を整備する。
②推進指標	—
③用語解説	—
④「危害情報申出制度」	《危害情報申出制度》 条例第25条に、県民は、健康危害のおそれのある食品に関する情報を県に申し出ることができ る旨規定されている。
【平成24年度事業実施状況】	● 食の安全・安心推進事業費（業務衛生課） 平成21年10月に開始した「危害情報申出制度」について、周知用チラシやえひめ食の安全・安 心情報ホームページへ申出先等を掲載するなど、制度の円滑な運用を図った。
【中間評価及び今後の取組み方針】	● 食の安全・安心推進事業費（業務衛生課） 自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、小売店舗等との連携した自主回収につい て、指導、助言等を行った。
【中間評価及び今後の取組み方針】	● 食品関連事業者に講習会等を活用して周知するとともに、着手報告書提出時には、小売店舗等 との連携した自主回収の実施方法について、助言・指導を行い、円滑な制度運用に努めた。今後 も引き続き丁寧な指導、助言を行っていく。

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-Ⅲ	消費段階における安全安心の確保
施策の方向12	自主回収への協力の推進
具体的な取組み	(59) 自主回収協力事業者への助言等 自主回収の円滑な実施を支援するため、自主回収協力事業者に対して、必要な助言等を行いま す。また、食品関連事業者への講習会等を通じて、自主回収における関係事業者間の連携 等について啓発を行っています。
(60) 危害情報申出制度の周知 具体的な取組み	危害情報申出制度を県民へ広く周知するため、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等で制 度の内容や申出先(窓口)をお知らせするとともに、県民を対象とした講習会等においても周知を 行っています。
①概要	県民に対し、えひめ食の安全・安心情報ホームページや講習会等で制度について広く周知する とともに、相談窓口の連絡先等についてもホームページやパンフレットに掲載し、申出しやすい環 境を整備する。
②推進指標	—
③用語解説	—
④「危害情報申出制度」	《危害情報申出制度》 条例第25条に、県民は、健康危害のおそれのある食品に関する情報を県に申し出ることができ る旨規定されている。
【平成24年度事業実施状況】	● 食の安全・安心推進事業費（業務衛生課） 平成21年10月に開始した「危害情報申出制度」について、周知用チラシやえひめ食の安全・安 心情報ホームページへ申出先等を掲載するなど、制度の円滑な運用を図った。
【中間評価及び今後の取組み方針】	● 食の安全・安心推進事業費（業務衛生課） 自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、小売店舗等との連携した自主回収につい て、指導、助言等を行った。
【中間評価及び今後の取組み方針】	● 食品関連事業者に講習会等を活用して周知するとともに、着手報告書提出時には、小売店舗等 との連携した自主回収の実施方法について、助言・指導を行い、円滑な制度運用に努めた。今後 も引き続き丁寧な指導、助言を行っていく。

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-Ⅲ	消費段階における安全安心の確保
施策の方向1.3	危害情報の申出制度の普及
具体的な取組み	(6.1)危害情報への迅速な対応

(6.1)危害情報への迅速な対応

県民から申出のあつた危害情報に対し、該当食品関連施設への速やかな立入調査や改善指導等を実施するどもに、申出内容が他自治体に係るものである場合には、県庁を通じて当該自治体へ情報提供を行ふ。申出内容が他自治体に係る場合には、速やかに所管自治体へ調査を依頼し、調査結果を申出者へ回答します。

①概要

保健所は、申出内容に対し、速やかに対象施設へ調査を行い、必要に応じ改善指導等を実施し、その結果を申出者へ回答する。
なお、申出内容が他自治体に係るものである場合には、県庁を通じて当該自治体へ情報提供を行ふ、調査を依頼する。

②推進指標

【危害情報申出制度対応件数】

件数の維持により対応活動の指標となる。

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	20件	—	65件
実績	0	26件 (10~3月)	83件	56件	105件		

③用語解説

【平成24年度事業実施状況】
● 食の安全・安心推進事業費（業務経費）
・危害情報の申出を受けた保健所において、該当食品関連施設へ速やかに立入調査を行い、必要に応じて改善指導等を実施した。また、立入調査の結果等について、申出者に対し説明を行った。
（主な申出内容：食品を原因とする体調不良の訴え、原因究明及び施設指導依頼。）
・平成24年度危害情報申出件数：105件（うち県保健所20件、松山市保健所76件）
※松山市管内における危害情報申出制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。
【中間評価及び今後の取組み方針】
申出を受けた保健所において、速やかな立入調査、改善指導及び申出者への丁寧な説明を実施し、食の安全安心の確保及び地中毒未然防止につなげた。
推進指標である「交付件数」は、中間目標の20件を大きく上回っており、制度普及の効果が表れ、一方で不良食品の流通という看過できない状況の頭在化でもあるため、今後も監視指導に努めていく。